

議案第 1 1 2 号

安中市新庁舎建設工事に係る工事請負契約の変更契約締結について

安中市新庁舎建設工事について、一部に変更が生じ、変更契約の締結を行う必要が生じたことから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び安中市条例「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日提出

安中市長 岩 井 均

1 変更事由 工事内容の変更による契約金額の変更

2 変更内容 変更前契約金額

金 5, 4 8 7, 9 0 0, 0 0 0 円

変更後契約金額

金 5, 5 4 6, 2 6 6, 0 0 0 円

建設工事請負変更仮契約書

1 工 事 名 安中市新庁舎建設工事

2 工 事 場 所 安中市安中二丁目字町北2926番1ほか

3 変更後工期 令和 6年 8月23日から

令和 8年 3月15日まで

変更前工期 令和 6年 8月23日から

令和 8年 3月15日まで

4 変更請負代金差額 増額 58,366,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,306,000円)

5 工事の変更内容 別紙変更設計書のとおり

6 変更契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、約款の各条項によって公正な請負変更仮契約を締結するものとする。

この契約に基づく本契約の締結について、安中市議会の議決(安中市長の専決処分を含む。)があったときは、この契約書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定による契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

上記変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 9月30日

発 注 者 住 所 群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市

氏 名 代表者 市長 岩井 均 (印)

受 注 者 住 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

佐田建設株式会社

氏 名 代表取締役社長 星野 克行 (印)

